

平成 30 年度税制改正による個人所得課税制の所得再分配効果への影響 : マイクロシミュレーションによる分析¹⁾



尾道市立大学経済情報学部准教授 金田 陸幸

～要旨～

近年、日本では個人所得課税制に関する税制改正が盛んに行われている。個人所得課税制においては所得再分配機能が重要な役割の一つとして求められることから、所得再分配効果の変化を明らかにすることは税制改正の評価において重要な意義を持つ。国税である所得税と地方税である個人住民税は求められる役割は異なるものの双方の影響が大きいいため、所得税、個人住民税のそれぞれの税制改正による影響を明らかにする必要がある。そこで、本稿では平成 30 年度税制改正を対象に、マイクロシミュレーション分析を行うことで、税制改正が所得税、個人住民税の双方の税負担額および所得再分配効果にどのような影響を与えたかを明らかにする。分析では格差指標の一つであるタイル尺度を用い、所得階級および年齢階級ごとに所得再分配効果を明らかにした。分析の結果、税制改正によって所得税、個人住民税ともに所得再分配効果は改善するものの、その影響は軽微であることを示した。

1 はじめに

近年、日本では個人所得課税に関する税制改正が盛んに行われている。これらの税制改正の目的はさまざまであり、多様化するライフスタイルに合わせた配偶者控除制度の変更や、個人の投資を促進する観点から NISA 制度が変更されるなど、現在では人々のインセンティブを変化させるための手段としても個人所得課税制度の改正が行われている。しかし、日本の個人所得課税制においては特に 1980 年代から 2000 年代初頭にかけて、所得控除の増額や税率のフラット化が相次いで行われたことによって、税収の減少とともに所得再分配機能が低下することとなった。個人所得課税制の所得再分配機能の

低下は長年にわたり指摘されており、国内においてもさまざまな研究が蓄積されている（小塩（2006）、橘木・浦川（2006）など）。

また、日本の個人所得課税制においては、給与所得控除や公的年金等控除といった特定の収入に対して適用される控除や、世帯員の年齢、所得、続柄といった属性から適用の可否を判断する人的控除が存在する。さらに昨今の世帯類型やライフスタイルの多様化を考慮に入れると、以前は中心的な世帯であった標準世帯（働いて収入を得ている夫、専業主婦、子ども 2 人から構成される世帯）のような代表的な世帯のみを対象とした分析では制度変更の影響を正確に捉えることが困難である。そこで、税制改正の評

価に際して、大規模なマイクロデータを用いたシミュレーション分析による研究が主流となっている（八塩・長谷川（2009）、北村・宮崎（2013）、高山・白石（2016）、土居（2017）、金田（2018b）など）。例えば、北村・宮崎（2013）は総務省『全国消費調査』個票データを用い、所得額と税負担額をマイクロシミュレーション分析によって求め、1984年から2004年にかけての所得税の所得再分配効果の変化を明らかにしている。

ただし、既存研究の多くは個人所得課税制全体あるいは所得税の所得再分配効果のみに焦点を当てており、個人所得課税制における個人住民税の役割に触れている既存研究は少ない。所得税と個人住民税のそれぞれの所得再分配効果を分析している例外的な研究として望月・野村・深江（2010）、金田（2017、2018a）が挙げられる。国税である所得税と地方税である個人住民税はそれぞれ求められる役割が異なるものの、双方とも個人所得課税制において大きな役割を果たしていること、それぞれの税制における制度改正はほぼ同時期に行われることを考慮に入れると、税制改正の評価を正確に行うためには、それぞれの制度変更の影響を明らかにする必要がある²⁾。

そこで、本稿では厚生労働省『国民生活基礎調査』個票データ（以下、基礎調査個票データとする）の平成28年のデータを使用し、平成30年度税制改正が所得税、個人住民税の所得再分配効果に与える影響を明らかにする。

本稿の構成は以下の通りである。次節では本稿で使用する基礎調査個票データの概要について述べ、第3節では分析手法について説明する。第4節では平成30年度税制改正による個人所得課税制の所得再分配効果について分析し、第5節では本稿のまとめを行うことで結びとする。

2 厚生労働省『国民生活基礎調査』データの概要

本節では分析で使用する基礎調査個票データの概要について述べる。基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得といった国民生活の基礎的事項について幅広く行われている調査である。3年ごとに大規模調査が実施されており、その中間年については簡易調査が行われる。世帯員ごとの続柄、性別、出生年月などの情報を含む「世帯票」、健康意識や健康診断等の受診状況等の情報を含む「健康票」、介護が必要な者についての情報を含む「介護票」、前年1年間の所得や課税等の情報を含む「所得票」、世帯の貯蓄現在高や借入金残高等のデータを含む「貯蓄票」の5つの調査票から構成される。なお、健康票、介護票、貯蓄票による調査は大規模調査年にのみ実施される。抽出方法は調査票によって異なっており、世帯票・健康票については国勢調査区を抽出単位とする層化集落抽出、所得票・貯蓄票については一段目、二段目で国勢調査区、三段目で単位区を抽出単位とする層化三段抽出、介護票については一段目、二段目で国勢調査区を抽出単位とする層化二段抽出が採られている。

本稿の分析では、入手可能な大規模調査年の中で最新のデータである平成28年のデータを使用する。なお、本稿の分析では主に世帯の所得に関するデータ、控除の設定に必要な世帯員の続柄や年齢といったデータが必要であるため、世帯票および所得票を用いる。世帯票のサンプル数は22万4,208世帯であるが、所得票のサンプルはそのうちの2万4,604世帯であるため、分析では所得票のサンプルを用いる。また、個人所得課税制の制度変更を分析するにあたり、所得のデータは必須であるため、サンプルのうち世帯の所得に関するデータが不詳である世帯は除く。その結果、本稿で分析対象とする世帯数

は2万4,352世帯である。なお、以下では基礎調査個票データの項目名はカギ括弧（「」）を使用して表す。

3 分析方法

本節では、分析方法について説明を行う。まず所得の設定について述べる。

所得税法においては、所得は利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の10種類に区分されている。しかし、基礎調査個票データの所得の種類は上記の所得区分と一致しておらず、「雇用者所得」、「事業所得」、「農耕・畜産所得」、「家庭内労働所得」、「財産所得」、「公的年金・恩給」、「雇用保険」、「児童手当等」、「その他の社会保障給付金」、「仕送り」、「企業年金・個人年金等」、「その他の所得」の12種類である。本稿では、個人所得課税制の所得再分配効果の分析に焦点を当てるため、年金を除く社会保障給付および「仕送り」は所得の算出から除いた。

なお、「雇用者所得」は勤め先から受け取った賃金や賞与を合わせた税込金額、つまり所得税法上の収入であるため、「雇用者所得」を得ている者については個別に給与所得控除を求め、「雇用者所得」から差し引くことで給与所得を算出する。同様に、公的年金等に係る雑所得（以下、公的年金等の雑所得とする）の算出については、「公的年金・恩給」と「企業年金・個人年金」の和から公的年金等控除を推計し、その金額を差し引くことで世帯員ごとに公的年金等の雑所得を求める。以上の控除の設定を行ったうえで、基礎調査個票データの所得の区分を税法上の所得区分に合わせる処理を行った。当初所得および各所得の定義は以下のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{当初所得} &= \text{「雇用者所得」} + \text{「事業所得」} + \text{「農耕・畜産所得」} \\ &+ \text{「家庭内労働所得」} + \text{「公的年金・恩給」} + \text{「企業年金・個人年金等」} \\ &+ \text{「財産所得」} + \text{「その他の所得」} \end{aligned}$$

$$\text{給与所得} = \text{「雇用者所得」} - \text{給与所得控除}$$

$$\begin{aligned} \text{事業所得} &= \text{「事業所得」} + \text{「農耕・畜産所得」} \\ &+ \text{「家庭内労働所得」} \end{aligned}$$

$$\text{譲渡所得・配当所得・利子所得} = \text{「財産所得」}$$

$$\begin{aligned} \text{公的年金等の雑所得} &= \text{「公的年金・恩給」} + \text{「企業年金・個人年金等」} \\ &- \text{公的年金等控除} \end{aligned}$$

$$\text{その他の雑所得} = \text{「その他の所得」}$$

なお、基礎調査個票データの財産所得には利子所得や配当所得の他にも不動産所得が含まれている可能性があるが、本稿では「財産所得」は株式の譲渡所得や利子所得、配当所得とみなし、分離課税を適用することで税負担額を算出する³⁾。したがって、総合課税の対象となる合計所得は上記の譲渡所得・配当所得・利子所得を除いた4つの所得の和とする。

$$\begin{aligned} \text{合計所得} &= \text{給与所得} + \text{事業所得} + \text{公的年金等の雑所得} \\ &+ \text{その他の雑所得} \end{aligned}$$

以上のように各個人に対して所得を設定したのち、個人所得課税制度を適用することで、個人と世帯の税負担額および課税後所得を求める。本稿では平成30年度税制改正による制度変更の影響を分析するため、変更前の基準となる制度として令和元年の所得税制と令和2年の個人住民税制を適用する⁴⁾。また税負担額の算出にあたって、基礎調査個票データから設定可能な控除として基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、社会保険料控除を所得控除として採

用した。基礎調査個票データでは各世帯員の続柄、年齢、所得といったデータが入手可能であるため、それらのデータから控除の適用の可否を個別に判断する。

配偶者控除は、配偶者の所得が38万円以下かつ納税者の合計所得金額が1,000万円以下であれば配偶者控除を適用する。また、世帯員の年齢のデータを用いて、70歳以上の老人控除対象配偶者を判断する。なお、配偶者控除、配偶者特別控除ともに納税者本人の合計所得金額に応じた控除額の減額の措置を考慮に入れている⁵⁾。扶養控除については世帯員の所得金額から扶養親族か否かを決定するとともに、年齢や続柄のデータから特定扶養親族(19歳以上23歳未満)、老人扶養親族(70歳以上)、同居している老親等の老人扶養親族を判断する。なお、基礎調査個票データ上での世帯主が最多所得者でない場合があるため、それらの世帯については最多所得者を世帯主として、扶養控除を適用した。

社会保険料控除については、基礎調査個票データから世帯員ごとに得られる「社会保険料」のデータを控除額として使用する。「社会保険料」のデータが不詳の者については財務省が所得税の課税最低限の算出に使用する簡易計算方式を参考に社会保険料を推計した金額を控除額として使用する⁶⁾。

合計所得から上記で設定した所得控除を差し引くことで世帯員ごとに課税対象所得を求め、課税対象所得に税率(所得税の場合は超過累進税率、個人住民税は10%の比例税率)を乗じることでそれぞれの税負担額を算出する。また、個人住民税については均等割(道府県1,000円+市町村3,000円)を算出するとともに、合計所得金額、配偶者、扶養親族数から均等割と所得割の非課税措置の適用の可否を判断する。なお、恒常的な税制の影響を分析するために、一時的

な措置である復興特別所得税、個人住民税における復興財源確保のための措置は考慮しない。

上記の処理で算出した税負担額を当初所得から差し引くことで課税後所得を求める。また、世帯内の全世帯員の当初所得の和を世帯当初所得、課税後所得の和を世帯課税後所得と定義する。なお、以下の格差指標の分析において世帯間の人員数を調整するために、世帯当初所得と世帯課税後所得には等価所得の概念を用い、以下のように定義する。

$$\text{等価当初所得} = \frac{\text{世帯当初所得}}{\sqrt{\text{世帯人員数}}}$$

$$\text{等価課税後所得} = \frac{\text{世帯課税後所得}}{\sqrt{\text{世帯人員数}}}$$

また、本稿では税制改正による所得再分配効果のマクロでの影響をより現実に近い値で推計するために、各サンプルに与えられている「拡大乗数」を用いて調整を行った。その結果、全世帯数は2,724万2,617世帯である。以下の分析結果は、各世帯の所得、税負担額、世帯人員数などに「拡大乗数」を乗じた数値の平均を求めたものである。

表1は上記の処理の結果、算出した等価課税後所得を基準に、世帯数が均等になるように10の階級に分類した場合の所得と税負担額、表2は所得階級ごとの世帯人員数、有業人員数、扶養親族数(被扶養配偶者を含む)およびそれぞれの階級における世帯主の年齢別の世帯構成割合を示したものである。

表1の所得税と個人住民税の負担額を比較すると、所得税は超過累進税率、個人住民税は10%の比例税率を採用しているにもかかわらず、第Ⅸ分位まで個人住民税の税負担額が所得税の負担額を上回っている。これは日本の個人所得課

表1 等価課税後所得階級ごとの所得および税負担額

(単位：万円)

等価課税後 所得階級	世帯当初 所得	等価当初 所得	税負担額			等価課税後所得		
			所得税	個人住民税	税負担計	所得税	個人住民税	税負担計
第I分位	90.26	66.52	0.29	0.29	0.58	66.34	66.34	66.15
第II分位	175.42	126.23	1.02	1.88	2.90	125.51	124.82	124.10
第III分位	255.03	174.82	2.88	5.02	7.89	172.76	171.02	168.97
第IV分位	324.50	214.97	4.34	8.45	12.79	212.05	209.10	206.18
第V分位	402.35	254.99	6.21	12.22	18.44	250.97	247.05	243.03
第VI分位	488.88	301.50	9.23	16.96	26.19	295.74	290.84	285.08
第VII分位	594.73	356.95	13.62	22.64	36.26	348.73	343.17	334.95
第VIII分位	712.73	425.31	20.40	29.94	50.34	413.28	407.29	395.26
第IX分位	894.05	532.77	34.24	41.23	75.47	512.43	507.94	487.60
第X分位	1498.62	933.48	146.95	89.24	236.19	842.86	877.71	787.09
全体	543.68	338.77	23.92	22.79	46.71	324.08	324.54	309.85

(出所) 基礎調査個票データより筆者作成。なお、本文中の以下の表についても基礎調査個票データを用いて筆者が作成したものである。

税制では収入あるいは所得から多額の控除が適用されることで、課税対象所得が大きく減少し、結果として多くの個人において所得税の平均税率が10%を下回っているためである。また、表2から低所得世帯では単身世帯や高齢世帯が多いこと、高所得世帯の所得が高い要因の一つは世帯内の有業人員が多いためであることが分かる。

次に、複数の格差指標を用いて基準となる税制の所得再分配効果を確認する。本稿ではジニ

係数 (GINI)、タイル尺度 (TI)、アトキンソン尺度 (AI) の3つの指標を用いる。それぞれの格差指標の定義は以下の式のとおりである。

$$GINI = \frac{\sum \sum |y_i - y_j|}{2n^2\mu}$$

$$TI = \sum \frac{y_i}{n\mu} \log \frac{y_i}{\mu}$$

$$AI = 1 - \frac{1}{\mu} \left(\frac{1}{n} \sum y_i^{1-\varepsilon} \right)^{\frac{1}{1-\varepsilon}}, 0 < \varepsilon \text{ and } \varepsilon \neq 1$$

表2 世帯人員数および最多所得者の年齢別世帯構成割合

等価課税後 所得階級	世帯 人員数	有業 人員数	扶養親族 (配偶者) 数	世帯主の年齢別世帯構成割合			
				40歳未満	40 - 65歳	65歳以上	(75歳以上)
第I分位	1.99	0.81	0.67	0.13	0.33	0.54	0.31
第II分位	2.07	0.84	1.03	0.11	0.30	0.58	0.31
第III分位	2.30	0.92	1.47	0.11	0.32	0.57	0.28
第IV分位	2.43	1.02	1.55	0.15	0.33	0.52	0.25
第V分位	2.64	1.22	1.79	0.18	0.36	0.46	0.21
第VI分位	2.79	1.42	1.88	0.20	0.46	0.34	0.14
第VII分位	2.93	1.60	1.83	0.20	0.51	0.29	0.10
第VIII分位	2.96	1.75	1.74	0.18	0.59	0.23	0.07
第IX分位	2.97	1.92	1.45	0.12	0.67	0.21	0.05
第X分位	2.75	1.95	1.10	0.08	0.72	0.21	0.06
全体	2.58	1.35	1.45	0.15	0.46	0.39	0.18

(備考) 人員数の単位は人である。

$$AI = 1 - \frac{1}{\mu} \exp\left(\frac{1}{n} \sum \log y_i\right), \varepsilon = 1$$

ここで n は世帯数、 μ は等価当初所得（あるいは等価課税後所得）の平均、 y_i は世帯 i の等価当初所得（あるいは等価課税後所得）である。また、アトキンソン尺度における ε は不平等回避度を示すものであり、この値が大きくなるにつれ、社会的公正の評価において低所得者へのウェイトが大きくなることを意味する。本稿では ε として 0.5、1、2 の 3 種類を設定し、 AI を求める。表 3 は等価当初所得と所得税、個人住民税、双方の合計（税負担計）の等価課税後所得の格差指標を示したものである。

どの指標も共通して、等価当初所得よりも等価課税後所得の数値が小さいことから、個人所得課税制は一定の所得再分配効果を有しており、等価当初所得から税負担計の変化率（（等価課税後所得（税負担計）－等価当初所得）/等価当初所得）は指標によって異なるが、おおむね 6%～17% 程度改善されることが分かる。ただし、 $\varepsilon = 2$ のアトキンソン尺度のように低所得者へのウェイトが大きい場合の格差指標の改善度は小さい。一つの要因として、日本の控除制度の中心が所得控除であることが挙げられる。控除額が課税最低限の所得額を上回る場合、課税対象所得はゼロとなる、つまり負の値をとることがないため、低所得者ほど控除を十分に使用できず、税負担の軽減効果が抑えられている可能性がある。また、どの格差指標においても所得税

と同様に比例税率を採用している個人住民税も所得再分配効果を有していることが伺える。

4 平成 30 年度税制改正による影響

平成 30 年度税制改では、給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除といった多くの納税者に影響を与える控除に変更が加えられたという点で、近年の税制改正の中でも特に注目値する。表 4 は平成 30 年度税制改正における個人所得課税制の主な変更点をまとめたものである。

平成 30 年度税制改正においては、家計のライフスタイルの変化を踏まえ、「働き方改革」を後押しするという観点から、特定の収入のみに適用される給与所得控除や公的年金等控除の一部を、所得の種類にかかわらず適用される基礎控除に振り替える改革が行われた。具体的には表 4 にあるように基礎控除が一律 10 万円増額（所得税の場合は 38 万円から 48 万円に変更）され、給与所得控除、公的年金等控除は一律 10 万円引き下げられることとなった。また、給与所得控除や公的年金等控除の減額は税法上の給与所得および公的年金等の雑所得を増加させるため、所得要件を有する配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用の可否に影響を与える。例えば、100 万円の給与収入を得ている配偶者がいる場合、税制改正前の給与所得控除の最低控除額は 65 万円であるため、この配偶者の給与所得は 35 万円（= 100 - 65）となり、配偶者控除の対象配偶者の所得要件（38 万円以下）を満たすため、納税者に対して配偶者控除が適用される。しか

表 3 等価当初所得と等価課税後所得の各種格差指標

	ジニ係数	タイル尺度	アトキンソン尺度		
			$\varepsilon = 0.5$	$\varepsilon = 1$	$\varepsilon = 2$
等価当初所得	0.374	0.257	0.119	0.228	0.486
等価課税後所得	0.358	0.225	0.108	0.212	0.471
所得税					
個人住民税	0.366	0.245	0.114	0.219	0.473
税負担計	0.349	0.213	0.103	0.202	0.456

表4 平成30年度改正における主な変更点

給与所得控除	①一律10万円の減額 ②上限額と上限額が適用される収入金額の引き下げ 変更前 給与収入が1,000万円超の場合は220万円が上限 変更後 給与収入が850万円超の場合は195万円が上限		
所得金額調整控除の創設	①子ども・特別障害者等を有する者 最大15万円 ②給与所得年金所得の双方を有する者 最大10万円		
公的年金等控除	①一律10万円の減額 ②上限額の設定 195万円（公的年金等の収入が1,000万円を超える場合） ③公的年金等の雑所得以外の合計所得金額に応じた控除額の減額 1,000万円超 2,000万円以下 上記① or ②の金額から10万円の引き下げ 2,000万円超 上記① or ②の金額から20万円の引き下げ		
基礎控除	①一律10万円の増額 所得税：38万円（変更前）→48万円（変更後） 個人住民税：33万円（変更前）→43万円（変更後） ②個人の合計所得金額に応じた控除額の減額		
	合計所得金額	所得税	個人住民税
	2400万円以下	48万円	43万円
	2450万円以下	32万円	29万円
	2500万円以下 2500万円超	16万円 0円	15万円 0円
配偶者控除	控除対象配偶者の所得要件である合計所得金額の変更 38万円以下（変更前）→48万円以下（変更後）		
配偶者特別控除	配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の範囲の変更 38万円～123万円（変更前）→48万円～133万円（変更後）		
扶養控除	扶養親族の所得要件である合計所得金額の変更 38万円以下（変更前）→48万円以下（変更後）		

し、給与所得控除が10万円引き下げられると、この配偶者の給与所得は45万円となるため、給与収入額は変化しないにもかかわらず配偶者の控除対象者から外れ、納税者の税負担が増加する。そこで、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除については所得要件の10万円の引き上げが行われている。

また、控除額の増減のみならず、課税ベースの侵食の抑制と所得再分配機能の強化の観点から、給与所得控除の上限額および上限額が適用される収入金額の引き下げ、公的年金等控除の上限の設定および年金等の雑所得以外の所得額に応じた減額、個人の合計所得金額に応じた基礎控除額の減額が行われることとなった。ただ

し、今回の税制改正では、子育て世代や給与所得と公的年金等の雑所得の双方を得ている世帯に配慮するという観点から、それらの世帯に対しては給与所得控除の見直しによる負担増を避けるために、所得金額調整控除が新たに創設された。具体的には、①23歳未満の扶養親族あるいは特別障害者控除の対象である扶養親族等を有する者で、給与等の収入金額が850万円を超える場合は最大で15万円、②給与所得と年金所得の双方を有する者については最大で10万円を給与所得の金額から控除することができる⁷⁾。

なお、青色申告特別控除についても65万円から55万円に引き下げられることとなったが、こちらは電子帳簿の備付け及び保存を行うあるいは

は確定申告書等の提出を e-Tax で行う場合には、65 万円の控除額が維持されるため、本稿では事業所得者の所得は税制改正前後で変化しないと仮定する。

以下では上記の税制改正が反映される令和 2 年の所得税制と令和 3 年の個人住民税制を基礎調査個票データに適用することで、税制改正による家計の税負担額の変化を示し、タイル尺度を用いて、所得階級や年齢階級別の所得再分配効果に与えた影響を明らかにする。

表 5 は税制改正前後の各種控除額および税負担額を所得階級ごとに示したものである。所得税については、全体の平均の税負担が 23.92 万円から 24.04 万に微増している。また個人住民税においても、全体の平均の税負担額が 22.79 万円

から 22.80 万円に変化しており微増していることがわかる。ただし、所得階級別にみると、所得税、個人住民税ともに第 X 分位の税負担のみが増加しており、その他の所得階級においてはわずかではあるが、税負担額が減少している。これは配偶者控除が適用される世帯数が増加したためである。

今回の税制改正において配偶者控除が適用される所得要件が 38 万円から 48 万円に引き上げられた。配偶者の所得が給与所得あるいは公的年金等の雑所得である場合は、給与所得控除と公的年金等控除の減額によって、所得要件の 10 万円の増額は相殺される。

しかし配偶者の所得が事業所得や配当所得といった所得であれば、税制改正による所得の減

表 5 税制改正前後の控除額および税負担額

(単位: 万円)

等価課税後 所得階級	所得税														
	税制改正前							税制改正後							
	給与所得 控除	公的年金 等控除	基礎 控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除	扶養 控除	税負担	給与所得 控除	公的年金 等控除	所得調整 控除	基礎 控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除	扶養 控除	税負担
第 I 分位	24.82	51.14	43.70	12.82	0.09	4.34	0.29	21.02	43.84	0.01	55.19	14.09	0.07	4.34	0.27
第 II 分位	33.40	65.21	51.01	22.56	0.52	6.07	1.02	28.73	55.92	0.16	64.44	22.70	0.52	6.05	1.01
第 III 分位	47.64	67.64	55.96	25.41	2.43	8.86	2.88	41.81	58.02	0.35	70.69	25.64	2.25	8.86	2.84
第 IV 分位	65.46	71.41	61.91	26.22	4.36	8.27	4.34	58.16	61.32	0.65	78.21	26.33	4.37	8.26	4.31
第 V 分位	93.14	69.47	66.87	26.95	6.24	10.50	6.21	83.33	59.81	1.11	84.47	27.08	6.25	10.47	6.19
第 VI 分位	122.17	62.01	69.22	24.34	6.78	12.96	9.23	110.42	53.65	1.20	87.44	24.49	6.73	13.00	9.19
第 VII 分位	152.90	60.37	74.71	24.28	6.58	13.79	13.62	139.08	52.42	1.51	94.37	24.31	6.72	13.72	13.58
第 VIII 分位	187.40	53.12	78.01	22.80	6.32	14.07	20.40	171.19	46.22	1.98	98.54	22.91	6.29	14.08	20.35
第 IX 分位	223.03	53.50	84.06	21.46	6.02	16.20	34.24	204.27	46.51	3.03	106.19	21.44	6.06	16.20	34.21
第 X 分位	276.64	45.85	83.44	9.74	2.79	12.84	146.95	253.20	39.04	3.57	103.83	9.58	2.77	12.84	148.48
全体	122.66	59.97	66.89	21.66	4.21	10.79	23.92	111.13	51.68	0.00	84.34	21.86	4.20	10.78	24.04
等価課税後 所得階級	個人住民税														
	税制改正前							税制改正後							
	給与所得 控除	公的年金 等控除	基礎 控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除	扶養 控除	税負担	給与所得 控除	公的年金 等控除	所得調整 控除	基礎 控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除	扶養 控除	税負担
第 I 分位			37.95	10.89	0.08	3.57	0.29				49.45	11.94	0.06	3.57	0.25
第 II 分位			44.30	18.91	0.46	5.01	1.88				57.73	19.02	0.46	5.00	1.86
第 III 分位			48.60	21.37	2.13	7.21	5.02				63.32	21.55	1.97	7.21	4.93
第 IV 分位			53.77	22.04	3.84	6.75	8.45				70.06	22.13	3.85	6.73	8.40
第 V 分位			58.07	22.78	5.56	8.54	12.22				75.67	22.89	5.56	8.51	12.19
第 VI 分位		所得税の場合 と同額	60.11	20.73	6.05	10.51	16.96			所得税の場合 と同額	78.33	20.86	6.01	10.54	16.90
第 VII 分位			64.88	20.70	5.92	11.10	22.64				84.54	20.72	6.04	11.05	22.57
第 VIII 分位			67.75	19.50	5.66	11.27	29.94				88.28	19.59	5.64	11.28	29.89
第 IX 分位			73.00	18.27	5.38	12.82	41.23				95.13	18.25	5.42	12.82	41.21
第 X 分位			72.46	8.28	2.51	10.15	89.24				93.02	8.13	2.49	10.15	89.74
全体			58.09	18.35	3.76	8.69	22.79				75.55	18.51	3.75	8.69	22.80

額がないため、純粋に所得要件が緩和されることになり、控除対象配偶者が増加したことで、税負担額が減少したと考えられる。また、低所得世帯においては、所得税よりも個人住民税において直面する限界税率が高いため、個人住民税の税負担の軽減額が大きくなっている。

次に税制改正が税制の所得再分配効果にどのような影響を与えたかについてタイル尺度を用いて明らかにする。タイル尺度の最大の特長は、格差指標を様々な要因に分解することが可能である点にある。ある要因ごとにグループを分解した場合、グループ内タイル尺度とグループ間のタイル尺度を用いると、タイル尺度は次式で示すことができる。

$$TI = \sum_{k=1}^K \frac{n_k \mu_k}{n \mu} TI^k + \sum_{k=1}^K \frac{n_k \mu_k}{n \mu} \log \frac{\mu_k}{\mu}$$

k : 第 k グループ、 n_k : 第 k グループの人数、

μ_k : 第 k グループの平均等価所得

TI^k : 第 k グループのタイル尺度

ここで右辺第1項は総所得に対する第 k グループの所得のシェアに第 k グループのタイル尺度を乗じたものであり、各グループの全体のタイル尺度への寄与度を表す。また、右辺第2項は各グループ間の格差を表すタイル尺度である。なお、第 k グループのタイル尺度は、以下の式によって定義される。

$$TI^k = \sum_{i=1}^{n_k} \frac{y_i^k}{n_k \mu_k} \log \frac{y_i^k}{\mu_k}$$

y_i^k : 第 k グループに属する世帯 i の等価所得

本稿では、分類グループとして10の等価課税後所得階級に加えて、世帯主として設定した最多所得者の3つの年齢階級（40歳未満、40歳以

上65歳未満、65歳以上の3グループ)別のグループ内、グループ間のタイル尺度を示す。

まず、表6は等価課税後所得階級ごとに、税制改正前後の等価課税後所得のタイル尺度を示したものである。

表5で確認したように、所得税と個人住民税の負担額が若干変化したものの、税制改正前後で所得再分配効果はほとんど変化していないことがわかる。所得税、個人住民税、税負担計のすべてにおいて、第 X 分位の寄与度と所得階級のタイル尺度に若干の改善が見られるものの、変化の程度は極めて軽微である。特に、所得再分配効果の改善を図り、給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除に上限を設けたにもかかわらず、所得階級間のタイル尺度がほとんど改善されていないことは問題であると言えよう。

次に、表7は世帯主の年齢階級別に、税制改正前後の等価課税後所得のタイル尺度を示したものである。年齢階級別の場合、所得税、個人住民税ともに40 - 65歳と65歳以上の階級の寄与度に改善が見られる。また、所得税と税負担計においては年齢階級間のタイル尺度が改善している。しかしながら、年齢階級別の場合でも所得再分配効果の改善の程度は0.001 ~ 0.003にとどまっており、平成30年度税制改正による所得再分配効果の改善は極めて限定的であることがわかる。また、階級別のタイル尺度に注目すると、世帯主の年齢が65歳以上の世帯グループにおけるタイル尺度が極めて大きい。したがって、今後、個人所得課税制の所得再分配効果を高めるためには高齢世帯の世代内所得再分配の重要性が高まると考えられる。

表6 等価課税後所得階級ごとのグループ内、グループ間のタイル尺度

等価課税後 所得階級	税制改正前			税制改正後			寄与度の 変化率	
	所得シェア	階級別 タイル尺度	寄与度	所得シェア	階級別 タイル尺度	寄与度		
所得税	第Ⅰ分位	0.020	0.066	0.001	0.020	0.066	0.001	0.001
	第Ⅱ分位	0.039	0.007	0.000	0.039	0.007	0.000	0.000
	第Ⅲ分位	0.053	0.003	0.000	0.053	0.003	0.000	0.004
	第Ⅳ分位	0.065	0.001	0.000	0.065	0.001	0.000	0.000
	第Ⅴ分位	0.077	0.001	0.000	0.077	0.001	0.000	0.000
	第Ⅵ分位	0.091	0.001	0.000	0.091	0.001	0.000	0.000
	第Ⅶ分位	0.108	0.001	0.000	0.108	0.001	0.000	0.009
	第Ⅷ分位	0.128	0.001	0.000	0.128	0.001	0.000	0.007
	第Ⅸ分位	0.158	0.003	0.000	0.158	0.003	0.000	0.000
	第Ⅹ分位	0.260	0.081	0.021	0.260	0.081	0.021	-0.007
所得階級間			0.201			0.201	-0.001	
個人住民税	第Ⅰ分位	0.020	0.066	0.001	0.020	0.066	0.001	0.000
	第Ⅱ分位	0.038	0.007	0.000	0.038	0.007	0.000	0.000
	第Ⅲ分位	0.053	0.003	0.000	0.053	0.003	0.000	0.004
	第Ⅳ分位	0.064	0.001	0.000	0.064	0.001	0.000	0.000
	第Ⅴ分位	0.076	0.001	0.000	0.076	0.001	0.000	0.000
	第Ⅵ分位	0.090	0.001	0.000	0.090	0.001	0.000	0.000
	第Ⅶ分位	0.106	0.001	0.000	0.106	0.001	0.000	0.000
	第Ⅷ分位	0.126	0.002	0.000	0.126	0.002	0.000	0.000
	第Ⅸ分位	0.156	0.003	0.001	0.157	0.003	0.001	0.000
	第Ⅹ分位	0.271	0.112	0.030	0.270	0.112	0.030	-0.002
所得階級間			0.212			0.212	-0.001	
税負担計	第Ⅰ分位	0.021	0.066	0.001	0.021	0.066	0.001	0.001
	第Ⅱ分位	0.040	0.007	0.000	0.040	0.007	0.000	0.000
	第Ⅲ分位	0.055	0.002	0.000	0.055	0.002	0.000	0.005
	第Ⅳ分位	0.067	0.001	0.000	0.067	0.001	0.000	0.001
	第Ⅴ分位	0.078	0.001	0.000	0.078	0.001	0.000	0.000
	第Ⅵ分位	0.092	0.001	0.000	0.092	0.001	0.000	0.001
	第Ⅶ分位	0.108	0.001	0.000	0.108	0.001	0.000	0.000
	第Ⅷ分位	0.128	0.001	0.000	0.128	0.001	0.000	0.000
	第Ⅸ分位	0.157	0.003	0.000	0.157	0.003	0.000	-0.003
	第Ⅹ分位	0.254	0.075	0.019	0.254	0.074	0.019	-0.010
所得階級間			0.191			0.191	-0.002	

(備考) 寄与度の変化率は(税制改正後の寄与度-税制改正前の寄与度)/税制改正前の寄与度として定義している。したがって、負の値をとれば所得再分配効果が改善していることを意味する。

表7 世帯主の年齢階級ごとのグループ内、グループ間のタイル尺度

等価課税後 所得階級		税制改正前			税制改正後			寄与度の 変化率
		所得シェア	階級別 タイル尺度	寄与度	所得シェア	階級別 タイル尺度	寄与度	
所得税	40歳未満	0.136	0.143	0.019	0.136	0.143	0.019	0.000
	40-65歳	0.544	0.198	0.108	0.544	0.197	0.107	-0.002
	65歳以上	0.320	0.208	0.067	0.320	0.208	0.067	-0.002
	年齢階級間			0.015			0.015	-0.001
個人住民税	40歳未満	0.134	0.145	0.019	0.134	0.145	0.019	0.000
	40-65歳	0.546	0.221	0.121	0.546	0.221	0.120	-0.001
	65歳以上	0.320	0.220	0.071	0.320	0.220	0.071	-0.001
	年齢階級間			0.016			0.016	0.000
税負担計	40歳未満	0.136	0.137	0.019	0.136	0.137	0.019	0.000
	40-65歳	0.542	0.186	0.101	0.542	0.185	0.100	-0.003
	65歳以上	0.322	0.199	0.064	0.322	0.198	0.064	-0.003
	年齢階級間			0.015			0.015	-0.001

(備考) 寄与度の変化率は(税制改正後の寄与度-税制改正前の寄与度)/税制改正前の寄与度として定義している。したがって、負の値をとれば所得再分配効果が高まっていることを意味する。

5 結び

本稿では、厚生労働省『国民生活基礎調査』の平成28年のデータを用い、マイクロシミュレーション分析を行うことで、平成30年度税制改正による所得税、個人住民税の所得再分配効果への影響を明らかにした。分析の結果、以下の3点を明らかにした。

第一に、税制改正によって一部の高所得世帯は増税となるものの、多くの等価課税後所得階級において税負担は若干軽減される。これは配偶者控除が適用される納税者の増加によるものである。

第二に、所得階級別、年齢階級別の所得税・個人住民税の双方において、税制改正による所得再分配効果の改善は極めて限定的であることを示した。これは、特に高所得者に影響の大きい給与所得控除の上限額が引き下げられたものの、23歳未満の扶養親族を有する世帯には所得金額調整控除が適用されたため、それほど税負担額が増加しなかったことが原因だと考えられる。

第三に、年齢階級ごとのタイル尺度では、階級間のタイル尺度よりも階級内のタイル尺度の影響が大きく、特に今後、所得再分配効果を改善するためには、高所得世帯の多い40 - 65歳世帯のみならず、65歳以上の高齢世帯の世代内所得再分配を進めていく必要があることを示した。

今回の分析で示したように平成30年度税制改正による所得再分配効果の改善は極めて限定的なものであった。今後、さらに所得再分配効果を高めるためには、高所得者の税負担を重くするのみならず、十分に控除を使い切れていない低所得者の税負担の軽減が重要となってくるであろう。その際には、多くの既存研究で指摘されているように現行の所得控除中心の制度を

徐々に税額控除に移行するという手段も考えられうる。また、国税の所得税と地方税の個人住民税ではそれぞれ求められる役割が異なることから、税制が複雑になる可能性はあるが、必ずしも同じ制度改革を双方の税制に適用する必要はないはずである。いずれにせよ、個人所得課税制の所得再分配機能については、今後もさらなる議論と改革が求められる。

【注】

- 1) 本稿の分析で用いるデータセットは、統計法に基づいて、厚生労働省より『国民生活基礎調査』の調査票情報の提供を受け、独自に作成・処理したものである。データの提供に深く感謝したい。
- 2) 税制改正による制度の変更自体は所得税、個人住民税ともに同時期に決定されるが、個人住民税は前年所得課税であるため、一般的に所得税より1年遅れて改正後の税制が適用される。例えば平成30年度税制改正の場合、所得税は令和2年より、個人住民税は令和3年より変更後の税制が適用される。
- 3) 配当所得および株式等の譲渡所得については所得に対して20%の税率（所得税15%+個人住民税5%）を乗じることで税負担額を算出する。
- 4) 個人住民税は前年所得課税であることから、所得税制と税負担の対象となる所得を一致させるために、所得税制で適用した年の翌年の税制を適用する。
- 5) 配偶者控除の場合、控除を受ける納税者本人の合計所得金額が900万円超950万円以下の者には26万円（老人控除対象配偶者は32万円）、950万円超1,000万円以下であれば13万円（老人控除対象配偶者は16万円）の配偶者控除を適用する。
- 6) 具体的には当初所得が900万円以下であれば当初所得に15%を乗じ、900万円超1,800万円以下であれば当初所得に3%を乗じた金額に108万円

を加算したものを社会保険料とした。また、当初所得が1,800万円超であれば所得額にかかわらず一律で162万円を社会保険料とする。

- 7) 基礎調査個票データからは世帯員が特別障害者か否かを判断することはできないため、①のケースについては23歳未満の扶養親族を有する者に対して所得金額調整控除を適用する。

【参考文献】

- 小塩隆士（2006）「所得格差の推移と再分配政策の効果：「所得再分配調査」からみた1980-90年代の日本」『日本の所得分配：格差拡大と政府の役割』東京大学出版会、pp.11-38。
- 金田陸幸（2017）「所得税制における税率と控除の所得再分配効果」『尾道市立大学経済情報論集』第17巻第2号、pp.21-60。
- 金田陸幸（2018a）「個人住民税における税率と控除の所得再分配効果」『尾道市立大学経済情報論集』第17巻第3号、pp.39-68。
- 金田陸幸（2018b）『個人所得課税の公平性と効率性』日本経済評論社。
- 北村行伸・宮崎毅（2013）『税制改革のミクロ実証分析』岩波書店。
- 高山憲之・白石浩介（2016）「配偶者控除見直しに関するマイクロシミュレーション（I）」『年金研究』No.5、pp.1-25。
- 橘木俊詔・浦川邦夫（2006）『日本の貧困研究』東京大学出版会。
- 土居丈朗（2017）「わが国の所得税の控除が所得格差に与える影響：配偶者控除見直しに関するマイクロ・シミュレーション分析」『経済研究』第68巻第2号、pp.150-168。
- 望月正光・野村容康・深江敬志（2010）『所得税の実証分析：基幹税の再生を目指して』日本経済評論社。
- 八塩裕之・長谷川裕一（2009）「わが国家計の消費

税負担の実態について」『経済分析』第182号、pp 25-47。

かねだ たかゆき

関西学院大学大学院経済学研究科博士課程後期課程修了、博士号（経済学）取得。

2016年4月より尾道市立大学経済情報学部講師、2020年4月より現職。

【専門分野】

財政学

【主な著書】

『個人所得課税の公平性と効率性』日本経済評論社、2018年

【主な論文】

「タイの個人所得税改革による労働供給への影響：マイクロシミュレーションによる分析」『人口学研究』（共著）2016年

「エージェントベースモデルによる日本の人口・世帯数の将来推計」『生活経済学研究』第51巻（共著）2020年
